

見直し版

日出町行財政改革プラン (集中改革プラン)

～ 明るい展望の持てる町に ～



平成20年3月

日出町行財政改革推進本部

「行財政改革プラン（集中改革プラン）」の見直しについて

「日出町行財政改革プラン」は、「明るい展望の持てる町」実現のため平成 17 年度から平成 21 年度までを「再建期間」として策定し改革を実施してきましたが、ちょうど折り返しの時期を迎えました。総務省が平成 17 年 3 月 29 日に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、本町が取り組む新たなプランを町民にわかりやすく示したもので、プランの進行管理として年 2 回検証結果を公表してきました。特別職、議員並びに職員の報酬、給料等、人件費の削減、補助金及び扶助費の見直し、普通建設事業の抑制、検討項目の見直し等々、プランに掲げた項目については、ある一定以上の効果をあげることができました。

しかしながら、策定時には考えられなかった、臨時的な町税の増額、県下で 1 番の下落率となった普通交付税の大幅な減額、まちづくりの大きな柱となる高校跡地を中心とした「まちづくり交付金事業」の着手、生活基盤整備事業の実施、社会保障関連事業の予想を上回る増額等々により、プランで見込んでいた以上に実態とのずれが生じてきました。そのため、平成 17 年度及び平成 18 年度には基金に積み立てを行うことができましたが、平成 19 年度には基金の取崩しを予定しています。

また、10 年後の日出町の将来像を「人と自然が調和したふれあいと活力のあるまち」と掲げ、日出町行財政改革プランを加味した「第 4 次日出町総合計画」を平成 18 年 7 月に策定し、人口 30,000 人のまちづくりをめざして各種施策を推進しています。

こうした状況のなか、平成 19 年 6 月 15 日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。これにより、地方公共団体は、毎年度 4 つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を公表することになりました。現在の普通会計を主とする財政指標では、地方公共団体の活動の全体像を把握することが困難な状態となり、公営企業や公社、第 3 セクター等を含めた判断比率となります。さらに、健全化判断比率の値が一定値を超えた場合には、「早期健全化段階（財政健全化計画の策定、起債許可等）」、「再生段階（再生計画策定、起債制限等）」に進むこととなり、これまでのいわゆる財政再建団体制度に取って代わることとなりました。

今回は、現「日出町行財政改革プラン（集中改革プラン）」の収支見直しを中心とした実情の把握を行い、平成 21 年度まで、「再建期間」として新たな気持ちで改革ができるようプランの見直しを実施するものです。

平成 20 年 3 月

日出町行財政改革推進本部長

日出町長 工藤 義見

．行財政改革の基本的な考え方

本町の厳しい財政状況において、新たな時代に対応し、明るい将来を展望できる町政を実現するため、次の4点を行財政改革の基本姿勢としました。今後もこの基本を忘れず、引き続き改革に取り組んでいきます。

1．徹底した内部管理経費の削減

これまで、特別職、議員並びに職員の給与、手当等のカット、事務の執行にかかる経費の削減など、内部管理経費の削減に取り組んできましたが、引き続き人件費の削減を行うなど、徹底した内部管理経費の削減に取り組めます。

2．サービスとコストの最適化

限られた行政財産(人、物、金)で最大の効果を発揮するため、総花的な事業展開から脱却し、事務事業の優先度や行政関与の妥当性を検証しながら、真に必要な分野へ資源の重点配分を行います。

また、施策の推進にあたっては、常にコスト縮減のために多様な手法を検討し、最適な選択を行いながら取り組んでいきます。

3．公共サービスのあり方の見直し、住民との協働のまちづくり

単なるコストの削減だけでは、財政危機を克服することはできません。一度原点に帰って、公共サービスは誰が担うのを見直します。サービスを受ける側にとっては、サービスの供給主体が必ずしも行政でなければならないということはありません。むしろ質が高くコストが低いことが顧客志向にかなったものであり、多様な供給主体からサービスとそのコストを選択できることが望ましいといえます。

住民の自主・自立を最終的な理想形として、地域住民やボランティアの主体的な活動によるサービスの提供、民間事業者やNPOによるサービスの提供、行政がこれらの活動を支えるとともに、地域住民や民間事業者ができない時はサービスの提供を行う、真の協働のまちづくりを進めます。

4．町民負担の公平

特定の人だけが特定のサービスを利用する場合、利用しない人との負担の公平性を確保しなければならないというのが「受益者負担の原則」です。

町民一般を対象として受益者を特定できないサービスやシビルミニマムを確保するためのサービスなど、地域社会全体で負担すべきものを除いては「受益者負担の原則」に則したサービスの提供により、町民負担の公平性を最大限確保できるよう取り組んでいきます。

．財政の現状と将来推計

1．財政危機の要因

(1) 歳入の状況

本町において、町税及び地方交付税は最も基幹的な歳入であり、この安定的確保が財政運営の土台となります。しかし、国が進めている「三位一体改革」により、地方交付税及び国庫補助負担金の大幅な削減など、町の基本的な歳入構造は、大きく変わろうとしています。今後さらに厳しくなることが予想されます。とくに地方交付税の額は、過去最高だった平成 12 年度に比べて 49% の大幅な減額となっています。

【町税・地方交付税の推移】

(百万円、%)

項 目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
町 税	2,857	2,701	2,776	2,717	2,691	2,770	2,906	3,283	2,987
歳入合計に対する割合	29.1	24.3	31.1	31.8	33.0	33.8	38.2	40.4	41.3
地方交付税	2,589	2,709	2,607	2,501	2,237	2,058	1,888	1,739	1,374
歳入合計に対する割合	26.4	24.4	29.2	29.3	27.5	25.1	24.8	21.4	19.0

【算出数値】

- ・ 11 年度から 18 年度までは決算額、19 年度は決算見込額

(2) 歳出の状況

バブル崩壊後の国の景気浮揚対策に基づく各種公共事業の実施による公債費の負担だけでなく各種福祉事業における扶助費と人件費を含めた義務的経費が平成 12 年度比で 1.1 1 倍も増えています。特に、ここ 5 年間の義務的経費は、歳出合計の 50% 強の割合になっています。また、老人保健、国民健康保険、下水道事業等、各特別会計への繰出金が平成 11 年度比で 1.2 1 倍増えています。

【義務的経費・繰出金の推移】

(百万円、%)

項 目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
義務的経費	4,116	3,813	4,052	4,045	4,148	4,188	4,012	3,997	4,241
歳出合計に対する割合	44.2	34.6	46.0	48.0	51.6	51.7	53.9	51.1	54.8
繰出金	924	1,156	1,062	1,115	1,105	1,201	1,003	1,147	1,120
歳出合計に対する割合	9.9	10.5	12.1	13.2	13.7	14.8	13.5	14.7	14.5

【算出数値】

- ・ 11 年度から 18 年度までは決算額、19 年度は決算見込額

(3) 基金の状況

平成18年3月に策定した「日出町行財政改革プラン(集中改革プラン)」(以下「現プラン」)では最終年度で基金が枯渇するようになっていましたが、平成17、18年度は積み立てることができました。しかし、平成19年度は基金の取崩しを予定しています。

【基金の推移】

(百万円、%)

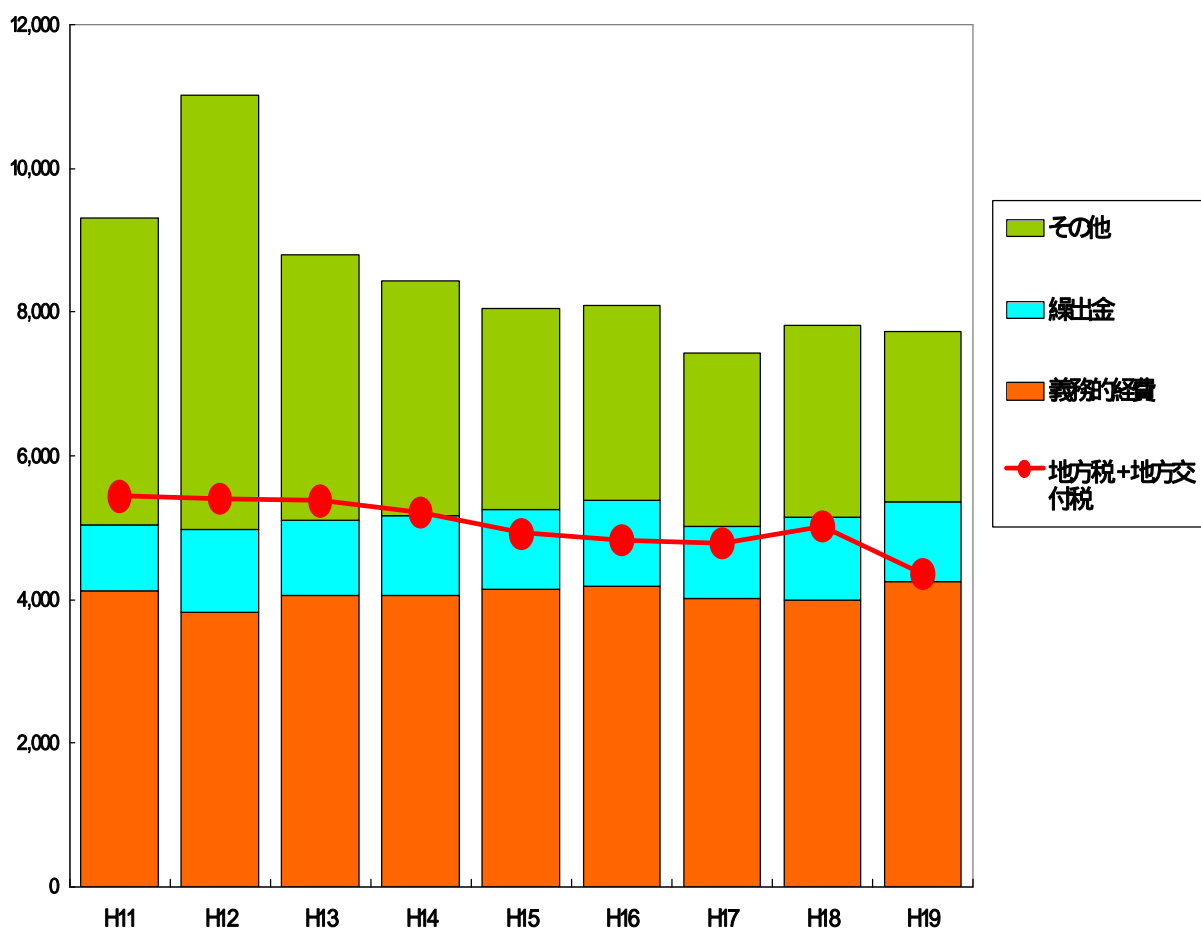
項目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
減債基金	189	217	351	315	348	280	313	418	353
財政調整基金	624	557	468	382	413	341	453	659	746
財政調整用基金合計	813	774	819	697	761	621	766	1,077	1,099

【算出数値】

- ・ 11年度から18年度までは決算額、19年度は決算見込額
- ・ 19年度には決算剰余金積立額(210百万円)を含む

<歳出合計と地方税、地方交付税の推移>

(単位：百万円)



2. 収支見通し

現プランにおける収支見通しは次のようになっていました。

「現プランにおける収支見通し」

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳 入	7,752	7,347	7,067	7,045	7,135
うち 地方税	2,899	2,799	2,854	2,921	2,954
うち 地方交付税	1,890	1,700	1,671	1,617	1,575
歳 出	7,637	7,572	7,329	7,249	7,246
うち 義務的経費	4,021	4,039	4,139	4,081	4,031
うち 投資的経費	767	827	424	338	420
基金残高	802	577	315	111	0

平成19年度作成の中期財政計画による収支見通しは次頁のようになっていました。

平成17、18年度を比べてみると、現プランの収支見通しが現状とは大きくかけ離れていた状況であったことがわかります。

また将来推計についても同様であり、現プランの収支見通しが確実性のあるものとはいえなくなりました。

町税をみてみると、平成18年度は法人町民税の増収があり4億8千万円の増と、大幅な差異がみられました。平成19年度以降も税制度改正などの影響により現プラン収支見通しとの乖離がみられます。

地方交付税では町税の大幅な増収の影響により、平成19年度は2億9千万円の減額が見込まれますが、平成20年度以降は改善していく見通しです。

また歳出では義務的経費においても、退職者、採用者数の変動等による人件費の差異、社会保障関連事業の増加による扶助費の差異が生じています。

投資的経費では、事業の圧縮、事業内容の精査、実施時期の見直しを行ってきました。とくに中心市街地整備として区画整理事業を見直し、まちづくり交付金事業に着手したことや住宅地開発の促進のための生活基盤事業を行い、今後については公共施設の老朽化対策などを予定しています。

今回プランの見直しにあたり、直近の中期財政計画を収支見通しとして置き換えることにより、現プランの確実な遂行と、現状に対応しうる新たな改革の検討と実施に、積極的に取り組んでいくこととします。

「新たな収支見通し（平成19年度 中期財政計画）」

日出町の将来財政運営の基礎となる中期財政計画の最新数値に置き換え、プラン実行の財政状況と、この数値との比較、検討を行い、今後の進行管理を行っていきます。また収支見通しについては、毎年度更新し、公表をしていくこととします。

（単位：百万円）

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	町 税	2,770	2,906	3,283	2,987	3,053	3,126
	地方交付税	2,058	1,888	1,739	1,374	1,743	1,776
	国県支出金	1,235	1,118	1,101	1,292	1,174	1,273
	町 債	841	632	721	825	627	613
	うち臨財債	409	314	291	263	223	223
	そ の 他	1,293	1,059	1,282	1,076	842	815
	歳入合計	8,197	7,603	8,126	7,554	7,439	7,603
歳出	義務的経費	4,188	4,012	3,997	4,241	4,200	4,208
	うち人件費	1,972	1,885	1,842	1,848	1,858	1,882
	うち扶助費	1,093	1,131	1,157	1,310	1,308	1,325
	うち公債費	1,123	996	998	1,083	1,034	1,001
	投資的経費	815	596	826	623	535	773
	そ の 他	3,096	2,830	2,994	2,878	2,965	2,810
	歳出合計	8,099	7,438	7,817	7,742	7,700	7,791
収 支	98	165	309	188	261	188	
基金残高	621	766	1,077	1,099	838	650	

【推計方法】

- ・ 16・17・18年度は決算額、19年度は決算見込額
- ・ 20年度以降、町税、地方交付税、臨時財政対策債は内閣府の試算した伸び率を参考に積算
- ・ 19年度の「基金残高」には決算剰余金積立額（210百万円）を含む

3. 将来の財政状況

平成 18 年度決算を終えた時点の財政状況と現プランを策定した当時の収支見通しと比較すると、町税の大幅な増収と、プランに掲げた人件費の抑制、補助金等及び扶助費の見直し、特別会計への繰出金の抑制など歳出経費削減効果が現れたことにより、財政状況は予想以上に改善され、財政調整用基金残高が約 10 億 8 千万円と平成 16 年度末に比べ約 4 億 6 千万円の積み増しをすることができました。増収という要因があったものの、一応の評価ができるものとなりました。

しかし平成 19 年度の決算見込みでは町税と地方交付税の減少幅があまりにも大きく、それに見合った歳出の調整、削減が対応できず、基金の取崩しが必要となっています。

将来の財政状況は、新たな収支見通しをみると、歳入では、景気回復、税源移譲による町税の伸び、またそれに伴う地方交付税の変動などが予想され、また歳出では、これからの発展的成長の一翼を担うことが期待されるまちづくり交付金事業や老朽化した施設への対応など、現プラン策定当時には想定されていなかった財政事情が多く反映されています。

日出町の財政運営に大きく影響を及ぼす加入一部事務組合
別杵速見地域広域市町村圏事務組合
杵築速見環境浄化組合
杵築速見消防組合
大分県後期高齢者医療広域連合

4. 今後の行財政改革

現プラン策定時の何ら改革を行わなかった場合の収支見通しでは、平成 18 年度に財政調整用基金が枯渇し、平成 20 年度には 13 億円以上の赤字となることが見込まれ、財政再建団体への転落が避けられないほどの危機的な状況に陥っていました。

今回の新たな収支見通しでは平成 21 年度までの財政再建期間をみると危機的な状況は一応回避されました。しかしながら、基金残高が乏しいなど、将来にわたって持続可能な財政運営の確立ができたとは言い難い状況です。また、平成 20 年度決算より財政健全化法の新指標が適用されます。特別会計、企業会計、土地開発公社等すべて連結した比率を今後は注視していかなければなりません。

将来の財政事情には平成 19 年度より始まる後期高齢者制度への負担金や平成 22 年度開始予定の藤ヶ谷清掃センターの増改築工事の負担金など町単独での財政負担の予測ができないものもあり、それら予期せぬ財政負担に対応できるよう、改革の継続の必要性には変わりありません。

更なる改革を推し進め、徹底した経費削減と同時に、人口 3 万人の活力あるまちへと拡大発展していける施策に集中的に取り込んでいきます。

．具体的な改革項目

1．人件費の抑制【基本姿勢1】

行財政再建にあたっては、町長、職員、議会自ら率先して痛みを受けなければならないという考えのもと人件費の抑制を行ってきました。

給料カットの期間、手当を始めとする給与の適正化については、今後も検討を重ねていきます。

また定員管理については行政サービスの低下を招かぬことを基本とし、業務量に応じた人員配置や、民間委託の推進組織・機構の見直しを図る中、臨時・非常勤職員を含めた、適正な定員管理を行うものとします。

定員管理目標数値については平成21年度末には10%減の212人以下とすることとしています。早期退職者の促進により、予想以上の退職者がありましたので、以下のとおり見直しを行います。退職者数は定年で退職する場合を想定しており早期退職希望者が出た場合、採用予定者も退職者数に連動して変更する可能性があります。

- これまで行ってきた取組
- (1) 常勤の特別職給料のカット
 - (2) 一般職員給料のカット
 - (3) 職員の新規採用一時停止
 - (4) 職員数の削減
 - (5) 早期退職の促進
 - (6) 議員報酬の見直し
 - (7) 議員定数の見直し
 - (8) 各種委員等報酬の見直し

【職員数の推移（各年4月1日現在）】

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
前年度末退職者数		14	6	6	9	5	9
採用者数		0	0	4	5	7	9
差引増減		14	6	2	4	2	0
職員数	236	222	216	214	210	212	212

2 . 補助金等及び扶助費の見直し【基本姿勢2】

補助費（負担金・補助金等）については、所期の目的を達成したものの、個人、団体が負担することが適当と思われるもの等について見直しを行ってきました。支出先の団体等が真に自立したものとなるよう町との関わり方を含め支援を考えていきます。

扶助費については国及び県の基準を上回るサービスの見直し、応益応能負担の適正化を図ってきました。しかしながら、国の制度改正などにより社会保障関連事業費は年々増加し、財政の硬直化を招いています。行政の行うべき要介護者・要保護者に対する基本的な施策を最優先として見直しを行ないます。

これまで行ってきた取組

(1) 各種補助金の見直し

- (主なもの)
- ・社会福祉協議会補助金
 - ・日出町商工会補助金
 - ・城下かれい祭り実行委員会補助金
 - ・日出町農業振興奨励補助金 等

(2) 町単独扶助費の見直し

- (主なもの)
- ・すこやか赤ちゃん誕生祝金
 - ・敬老年金
 - ・心身障がい者福祉年金

3 . 事務事業の重点配分【基本姿勢2】

事務事業の必要性、行政関与の妥当性等を考慮し、事務事業の適切な選択と重点配分に努めてきましたが、まだまだ十分であるとはいえません。とくにスクラップアンドビルドの徹底が不十分であり有効性、効率性、優先性、公平性の観点から事業の評価を行う必要があります。

事務事業については、真に町民が必要としているサービスなのか、町が関与すべき必要があるか等の見直しを、なお一層進めていかななくてはなりません。

4 . 外部委託の推進【基本姿勢3】

行政が担うより、質が高くコストが低いことで、町民ニーズにかなったものとなる事務事業については積極的に外部委託の推進に取り組みます。

また行政のスリム化、限られた行政財産の重点配分という視点からも、外部委託、指定管理者制度の検討を重ねていきます。

5 . 外郭団体等に対する町の関与のあり方を見直し【基本姿勢3】

外郭団体等については町からの業務援助職員の派遣を取りやめるなど、自主的な運営を求め、町の関与のあり方を見直してきました。

また真の協働のまちづくりを進めるため、地域住民、ボランティア団体、NPO法人などとの連携を深め、サービスの充実に努めます。

6. 普通建設事業の見直し【基本姿勢2】

普通建設事業については、再建期間中は、休止・凍結などの措置を講ずるほか、事業費の圧縮、事業内容の精査、実施時期の見直しを行います。

しかしながら、町民と関わりの深い生活基盤道路の整備や、人口3万人のまちづくりの牽引役となるまちづくり交付金事業などを実施することとしました。さらに施設の老朽化による耐震対策等が緊急の課題となっており、真に必要な事業の選択が求められています。

将来に向けて安定した財政運営ができるよう、再度事業の精査、見直しを行います。

7. 特別会計繰出金の抑制【基本姿勢2】

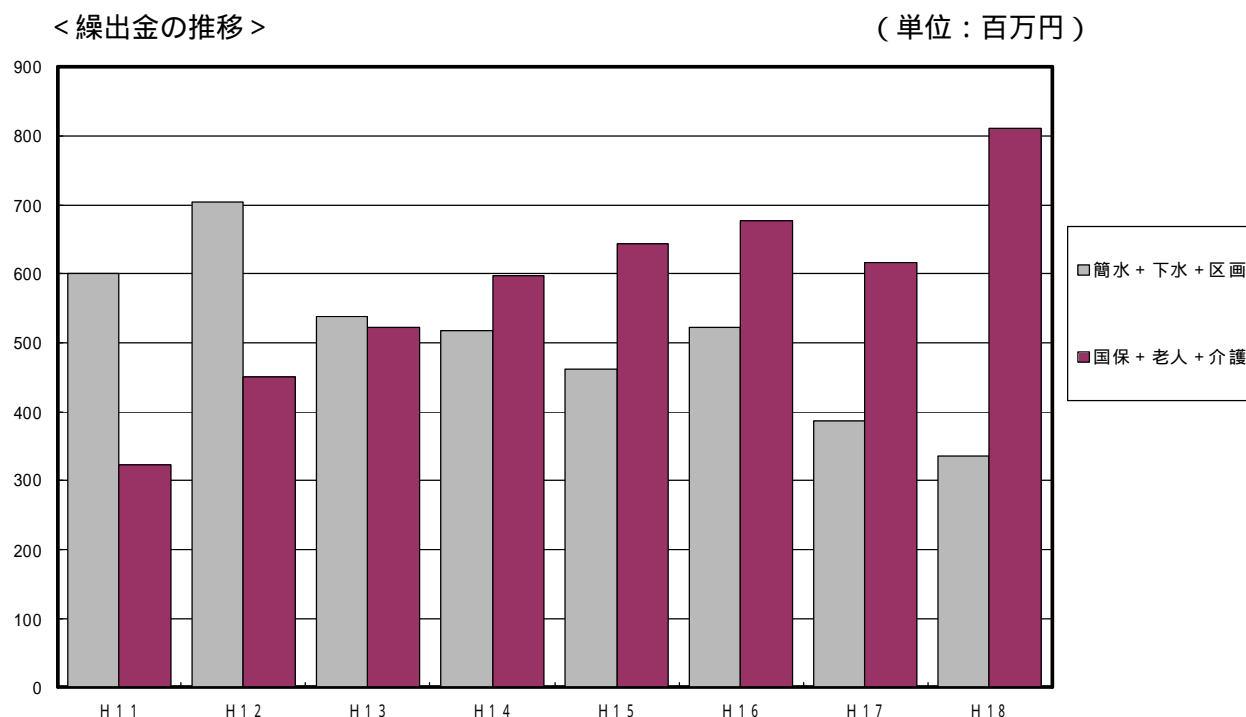
特別会計については、自主財源による自立した財政運営をめざすことを基本姿勢とし、使用料等の改定、内部経費の削減などに努めてきました。

繰出金の抑制では一定の成果がみられる特別会計もありますが、依然として大きな財政負担となっています。また財政健全化法により、特別会計を含めた新指標が公表されることとなるため、特別会計の財政状況はとくに注視していく必要があります。

とくに国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などは医療費の増加などにより、繰出金が年々増加し、新たに始まる後期高齢者医療特別会計の負担も大きなものになるのではないかと危惧されます。

今後は、介護予防、自立支援、医療費の抑制を町政の重要な施策のひとつとして取り組んでいき、町民をあげての健康づくり運動、介護予防教室の充実、かかりつけ医の奨励などに力をいれていきます。

また、平成20年度から始まる特定健診、特定保健指導を有効に活用し、とくに生活習慣病に対する意識を高めていきます。



8 . 公債費の長期的な抑制【基本姿勢 2】

将来的な財政負担となる公債費の抑制については、投資的経費の精査のほか、政府系融資の低い利率への借り換えなどを行っていきます。

9 . 使用料、手数料等の適正化【基本姿勢 4】

財政再建は歳出の削減だけではどうていやっていくことはできません。新たなる財源の確保、使用料等の見直しを行い収支のバランスを図ります。

使用料等については、国及び県の基準や近隣市町村の状況等を勘案しながら検討を行ってきました。しかしながら、特別減税の廃止など税制改正による町民負担等を考慮し、見直しを見送ったものもあります。

それらにつきましても、再度状況を把握し、早急に方針を決定して見直しを行っていきます。

また財政収支のバランスを改善するため、広告収入事業の更なる増収、新たなる財源（都市計画税、その他の目的税等）の検討、さらには増収をめざし企業誘致の施策に取り組みます。

今後取り組むべき課題

- (1) 下水道等使用料の見直し
- (2) 使用料、手数料等の見直し
- (3) 減免基準の見直し
- (4) 保育所保護者負担金の見直し

10 . 町税等の徴収率の向上【基本姿勢 4】

町税等の徴収率は、平成 18 年度決算で、現年度分と滞納繰越分をあわせて、町税については 85.5%（現年度 97.9%・滞納繰越 5.6%）、国民健康保険税については 73.0%（現年度 91.4%・滞納繰越 12.5%）となっています。

副町長を会長とした徴収特別対策会議を新たに設置し、徴収強化を図っていますが、大幅な改善には至っていません。納税相談の強化、法的処分の強化などを行い、徴収率の向上に努めます。

11 . 町有財産の売却、有効活用【基本姿勢 2】

将来にわたって利用計画のない土地など、売却用地のホームページでの案内や地元不動産会社と連携し、積極的な販売に努めてきました。引き続き勧誘を行い、他の町有財産につきましても売却を行っていきます。

また、本来の役目を終えたもの、維持管理が難しくなったものについても売却を含めた有効活用を検討していきます。

12. 職員の意識改革

職員は、プラン策定にあたり、常に問題意識を持ち、一丸となって行財政改革に取り組むことを決意しました。

プラン策定から3年を経過し、気の緩みが懸念されるところですが、今回決意を新たにして自己改革、意識改革を実践していきます。

そのためにも、上司や先輩の指導を受けながら、通常業務のなかで業務遂行に必要な知識・スキルを習得していく「職場内訓練（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）」や、通常業務から離れての研修等「職場外研修（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）」を積極的に展開し、職員の課題発見・解決能力や政策形成能力の一層の向上を図ります。

また職員一提案制度などの有効活用を図っていきます。

・プランの進行管理

1. 行動計画（アクションプラン）の作成と進行管理

プランについては、行財政改革（専門部会 幹事会 推進本部 推進委員会）推進体制において、引き続き進行管理を行っていきます。

また、行動計画（アクションプラン）については、目標を達成できたものについては整理を行い、未達成のものや新たな検討課題について重点的に検討を重ねていきます。

．推進体制の見直しについて

行財政改革プランの遂行のため、推進体制を強化し、実効性を高めていきます。

1．庁内検討部会の設置

各専門部会（総務、住民福祉、建設、産業経済、教育）で検討を重ねてきましたが、部会間の調整、全庁的な事案の協議を行う場がありませんでした。そこで平成 19 年度より各専門部会長と総務課総務係長の 6 名からなる「庁内検討部会」という部会を新たに設け、役場全体を考える仕組みを加えました。

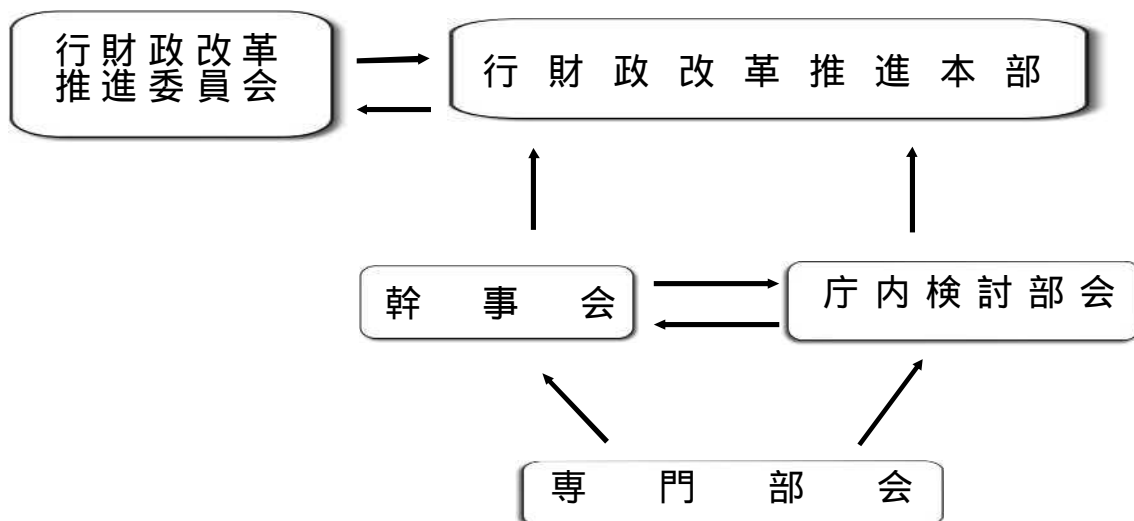
この「庁内検討部会」と課長の代表者からなる「幹事会」が推進体制の両輪となり、行財政改革を牽引していきます。

2．推進委員会の強化

町内の有識者からなる「推進委員会」につきましては、年 2 回、行動計画（アクションプラン）を中心とした進行管理の検証を行ってきました。

今後は、行動計画中心ではなく、行財政改革プラン遂行のみならず、町行政全般、町財政運営そのものの審議、助言等に力を発揮する委員会へと強化します。

また、そのためにも、1年とする任期を、再建期間末となる平成 22 年 3 月 31 日までとし、継続した立場で進言を行えるよう地位を確立します。



日出町行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 緊急に行財政改革を推進し、将来にわたって持続可能な財政運営の確立と簡素で効率的な行政の実現を図るため、日出町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行財政改革プランについて報告を受け、必要な事項を調査審議し、助言等を行なう。

2 委員会は、その他行財政改革に係る重要事項について審議し、必要な助言等を行なう。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、各種団体の代表者等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成22年3月31日までとする。ただし、補欠の委員は前任者の残存期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

大分県 日出町 企画振興課

〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1

TEL: **0977-73-3116**(内線244)

FAX: **0977-72-7294**

H P: <http://www.town.hiji.oita.jp>